

# “安心して”あなたをわたしは守りたい

～ 親子でいじめ問題に対応するために ～



## 親の態度 5つのポイント



### 【我が子が被害の場合】

- ☆「話してくれてありがとう」…話した勇気をたたえる
- ☆「つらかったね 大変だったね」…労をねぎらう
- ☆「我慢しなくていいよ」…自己肯定感を保つ
- ☆「何があっても味方だから」…安心感
- ☆ 母親(父親)一人の子育ての責任にしない

### 【我が子が加害の場合】

- ☆ 感情的にならない
- ☆ 見捨てない
- ☆ 一緒に悩み、考える
- ☆ 大人の都合のいいように話の内容を誘導しない
- ☆ 母親(父親)一人の子育ての責任にしない

平成28年3月  
下関市いじめ防止対策推進協議会

# ①いじめのサインと思われる子供の変化

普段と違うお子さんの様子はありませんか？たとえば、目線、表情、態度、言葉遣い、身だしなみ、持ち物、友だち関係などで、変化はありませんか？

## 目線

- 視線を合わさない。話しかけるとにらむ。
- うつろな目。陰しい目。

## 表情

- 暗く沈んだ表情。怒っている表情。泣く。涙もろい。思い悩んでいる表情。くもった表情。
- 表情が硬い。笑わない。

## 態度

- 登校を渋る。朝起きることをぐずる。
- 夕食などの食卓に来ない。帰宅すると部屋にこもる。話しかけると逃げる。甘えすぎる。
- 人の陰に隠れる。同級生に会いたがらない。頭痛や腹痛を頻繁に訴える。

## 言葉遣い

- 「うざい」、「うるさい」などの攻撃的な発言。「どうでもよい」という投げやりな発言。
- 返事が返ってこない。「大丈夫」、「何でもない」とすり抜けて、同時に口数が少なくなる。
- 友だちへの対応が命令調になる。

## 身だしなみ

- 制服に靴の跡がついている。制服や靴の汚れがひどい。
- 髪を染める。顔や体に生傷が増える。

## 持ち物

- 電話やメールがあるとおびえる。携帯を触らなくなる。
- お金が頻繁になくなる。与えた以上のお金を持っている。
- 持っていなかった持ち物が増える。

## 友だち関係

- 今までと付き合いが変わる。友だちのことを言わなくなる。
- 友だちからの遊びを断る。

## ②サインを見逃さないために日常で心がけること

子供が相談したくなる親はどこが違うのでしょうか？日頃からどういう姿勢を親が身につけておけばよいのでしょうか？

### あいさつ

- 起床時や家を出るとき、声をかけて変化を見ましょう。
- 家に帰るときや就寝時、声をかけて変化を見ましょう。

### 食 事

- 一緒に食事をつくったり、一緒に食事をしたりすることを大切にしましょう。
- 日頃から楽しく雑談する機会をたくさん持ちましょう。

### 携帯電話・スマートフォン

- 下関市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」をもとに、親子でよく話し合しましょう。「フィルタリングを設定する」「約束を決める」「小学生は午後9時以降、中学生は午後10時以降は保護者が預かる」

**毎日短時間でもいいからその子供のことを考え、見つめ、話をする時間をもつ！**

- お子さんとじっくり向き合って、ゆったり話しかけ、常に本人の話に耳を傾けておきましょう。
- お子さんが言いたがらないときは、無理をせず、次の機会を待つことも、時には大切です。
- 小学生のお子さんは、日頃からスキンシップが必要です。

### ③子供がいじめの被害者になった場合の対処の方法

子供の成長につなげることが、対応のポイントになります。子供の望まない対応をするのは危険です。親が、いじめた子供に謝罪させたいと考えても、いじめられた子供は、それを望まない場合があるということを知っておきましょう。このとき、子供の気持ちを無視して親が謝罪をさせようと躍起になると、いじめられた子供は二重に傷つきます。



#### 対処方法のポイント

～子供の心と体を守る！～

- ・ 子供の話を感情的になって聞かず、子供のつらさを理解するつもりで聞きましょう。
- ・ 事実関係を整理してあげるつもりで、しっかり子供の話を聞きましょう。
- ・ 子供がいじめた相手にどうしてほしいかを必ず聞きましょう。
- ・ いじめられている子供の気持ちと親である自分の気持ちにズレがないか点検しましょう。
- ・ 対応の中心には、常に子供の気持ちを置きましょう。

## ④子供がいじめの加害者になった場合の対処の方法

いじめの指導は子供の成長につながります。いじめの加害者側も、指導のチャンスになります。具体的な行為を把握してあげてください。



### 対処方法のポイント

- ・ 子供をいきなり叱らず、子供の言い分をしっかりと聞きましょう。
- ・ 子供に、「してよいこと」、「してはいけないこと」、この2つをしっかりと言い聞かせましょう。
- ・ 小学校高学年以上の子供の場合は、自分のしたことを振り返り、考えさせましょう。
- ・ 暴行や不当な要求等は、刑法上の問題となる場合もあり、犯罪につながる行為であることを教えていきましょう。
- ・ いじめた行為をつぐなう気持ち、繰り返さない気持ちになるまでかかわり続けましょう。

## ⑤いじめに関する相談窓口

いじめ問題やその他の子供のSOS全般に悩む子供や保護者等が、いつでも相談機関に相談できるようになっています。一人で苦しまず、ぜひ利用して、話をしてみてください。

- ☆ 下関市立〇〇〇学校 TEL 〇〇〇-〇〇〇〇
- ☆ 「いじめテレホン相談」 TEL 223-7830  
下関市教育委員会「教育相談室」 TEL 231-6995
- ☆ 「子どもの人権110番」(山口地方法務局) TEL 0120-007-110  
「子どもの人権SOS-eメール」(山口地方法務局) <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
- ☆ 西部少年サポートセンター(下関警察署) TEL 083-222-5150  
TEL 0120-62-5150  
(インターネットや携帯電話の利用に伴う問題等の相談も受け付けています)
- ☆ 「いじめ110番」(やまぐち総合教育支援センター) TEL 083-987-1202  
(いじめに苦しんでいる子供とその保護者からの相談を24時間受け付けています)  
「ふれあいファックス」 FAX 083-987-1258  
「ふれあいメール」 メールアドレス [soudan@center.ysn21.jp](mailto:soudan@center.ysn21.jp)
- ☆ 「24時間子供SOSダイヤル」 TEL 0120-0-78310(なやみ言おう)